

議案第70号

守谷市後期高齢者医療に関する条例及び守谷市介護保険条例の
一部を改正する条例

守谷市後期高齢者医療に関する条例（平成20年守谷市条例第7号）及び守谷市介護保険条例（平成12年守谷町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年12月5日 提出

守谷市長 会田真一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
70号	1

守谷市後期高齢者医療に関する条例及び守谷市介護保険条例の一部を改正する条例

(守谷市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第1条 守谷市後期高齢者医療に関する条例（平成20年守谷市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「，その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ，当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは，これを切り捨てる）であるときは，当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する」を削り，同項ただし書を削り，同条第2項を次のように改める。

2 前項の延滞金額の計算は，守谷市税条例（昭和39年守谷町条例第138号）の例による。

附則第3条を削る。

(守谷市介護保険条例の一部改正)

第2条 守谷市介護保険条例（平成12年守谷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第14条」を「—第14条」に，「～第19条」を「—第19条」に改める。

第11条第1項中「，その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ，当該金額につき年7.3パーセントの割合をもって計算した金額に相当する」を削り，同項ただし書を削り，同条第2項を次のように改める。

2 前項の延滞金額の計算は，守谷市税条例（昭和39年守谷町条例第138号）の例による。

第11条第3項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の守谷市介護保険条例第11条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案	頁数
70号	2

提案理由（議案第70号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、後期高齢者医療保険料及び介護保険料に係る延滞金の割合を市税に係る延滞金の割合と統一するため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正	現 行
<p>(延滞金)</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;">延滞</p> <p>金額を加算して納付しなければならない。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2 前項の延滞金額の計算は、<u>守谷市税条例（昭和39年守谷町条例第138号）の例による。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(削除)</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、<u>その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額の100円未満の端数はこれを切り捨て、延滞金額が1,000円未満である場合は、その全額を切り捨てるものとする。</u></p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、<u>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>（延滞金の割合等の特例）</u></p> <p>第3条 <u>当分の間、第6条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基</u></p>

議案	頁数
70号	3

準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

守谷市介護保険条例新旧対照表

改正	現行
<p>目次</p> <p>第3章 保険料 (第4条—第14条)</p> <p>第4章 罰則 (第15条—第19条) (延滞金)</p> <p>第11条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に_____</p> <p>_____延滞金額を加算して納付しなければならない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 前項の延滞金額の計算は、<u>守谷市税条例(昭和39年守谷町条例第138号)の例による。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>目次</p> <p>第3章 保険料 (第4条～第14条)</p> <p>第4章 罰則 (第15条～第19条) (延滞金)</p> <p>第11条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、<u>その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年7.3パーセントの割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u></p> <p>2 <u>延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる保険料に1,000円未満の端数があるとき、又はその保険料の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u></p> <p>3 <u>第1項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u></p>

70号	議案
4	頁数